

文化庁月報

No.387
2000年12月号

CONTENTS

特集／文化財保護法五〇年記念

【巻頭言】

文化財保護法五〇年に思う

鈴木 勲

【解説】

文化財保護法と五〇年記念事業について

文化財保護部

【紹介】

京都国立博物館の

五〇年のあゆみと特別展の開催

若杉準治

民俗芸能の

ネットワークを拓ける三つの取り組み

城井智子

町並みを文化として守る

―各地で記念シンポジウムを開催―

中嶋 耕

地域の埋蔵文化財を守り、

活かす活動を展開

(財)岐阜県文化財保護センター

伝統芸能における

伝承者養成の現状と課題

織田紘二

文化財の保存修復の現状と課題

渡邊明義

ACA NEWS

- 平成12年春・秋の褒章、叙勲受章者が決定……………33
- 重要文化財彦部家住宅主屋ほか
4棟保存修理工事完了……………36
- 「平成12年度我が国の文教施策
―文化立国に向けて―」を発表……………38
- 自宅がキャンパス「放送大学」(募集要項)……………40

イベント案内

- 東京国立博物館「特集陳列 キリシタン関係遺品」／41
- 東京国立近代美術館工芸館「ドイツ陶芸の100年
―アール・ヌーヴォーから現代作家まで―」／42
- 東京国立近代美術館フィルムセンター
「フィルムは記録する2001 日本の文化・記録映画作家たち」／43
- 第15回「大学と科学」
公開シンポジウム「世界の文化遺産を護る」／44

新国立劇場 スポットライト／45

1月の国立劇場／46

芸術文化振興基金ニュース／47

表紙解説／編集後記／48

連載

- MEDIA ARTS GALLERY◎
『老人と海』／20
- Cross Road
首藤康之さん／21
- これからのアートマネジメント◎
―アートにおけるNPOの可能性②／24
熊倉純子
- うしんぼん
サンシテイ越谷市民ホール／26
- 日本の伝統美と技を守る人々―団体編◎
全国重要無形文化財保持団体協議会／27
- 地域発 文化で国際交流◎
和歌山県／30
- こぼの万華鏡◎
人間関係と意見の主張／32
水谷 修

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。
(ホームページアドレス) <http://www.bunka.go.jp/>
(ウェブマスターメールアドレス) webmaster@bunka.go.jp

京都国立博物館の 五〇年のあゆみと特別展の開催

京都国立博物館京都文化資料研究センター資料調査研究室長 若杉準治

五〇年前の文化財保護法の制定は、京都国立博物館の歴史の大きな転換点となった。明治二二年に発足し、明治三〇年に開館した帝國京都博物館（明治三三年、京都帝室博物館と改称）は、大正一三年、皇太子（昭和天皇）の御成婚を記念して、宮内省の所管を離れて京都市に下賜され、恩賜京都博物館となった。

恩賜の時代は太平洋戦争をはさんで戦後まで続き、その間「市民」博物館として特別展覧会を精力的に開催したほか、夏期講座を始めるなど、社会との関係を視野に入れた活動を続けていた。しかし、戦後復興のなかで、京都市にとって博物館は次第に財政的な負担となっていた。昭和二五年五月、前年一月の法隆寺金堂炎上という痛ましい事故を契機に文化財保護法が制定され、これに伴い昭和二二年の新憲法公布後、帝室を離れ文部省所管の国立博物館となっていた東京と奈良の博物館が、文化財保護委員会の所管に移された。これを好機として、京都市は恩賜京都博物館

の国立移管を決定し、同館寄附願書を文化財保護委員会に提出、そして同年秋の国会において京都国立博物館の設置のための文化財保護法改正案が可決され、昭和二七年四月一日をもって京都国立博物館を設置することが正式に決定したのである。いわば、文化財保護法の制定によって京都国立博物館は新しく生まれ変わったといえることができる。

これに伴い、恩賜時代に計画されていた「近畿考古展」は順延され、代わって春には国立移管記念特別展として、東京国立博物館が所蔵する東洋美術の名品から三十四件を選んで「国有東洋美術名品展」を開催した。そして秋には「京都新国宝展」が一月二一日から開催された。これは、文化財保護法の施行後、「国宝保存法」に基づく国宝がすべて重要文化財となったあと、新たに国宝に指定された名品を紹介するもので、京都では既に昭和二六年恩賜京都博物館で第一回目を開催しており、その第二回目であった。

恩賜時代に定着していた春秋の特別展覧会

と事務局、さらに昭和四一年に待望の新館が竣工し、施設的な心配を一掃することが出来た。この新陳列館の完成を記念する特別展覧会は、学芸各部門の総力を挙げて名宝を展示することに決してその準備を進め、一〇月二一日から全国の名品七〇〇点近くを集めて「新陳列館開館記念特別展」を開催した。

この段階で明治三〇年以來七〇年間陳列が続けられた本館は閉鎖されたが、その処遇が大きな問題となった。今ではとても信じられないことだが、当時は老朽化した本館を破却する案や正面（ファサード）のみ現状保存して背後に新しい建物を作る案などがまじめに



平成11年度特別展覧会「花洛のモード」観覧風景

論議されていた。結局、明治百年（昭和四二年）を迎えて明治文化財の保存が強く叫ばれるようになり、本館は重要文化財に指定され、修理を施して保存することになった。その後、この本館は館内の整備を行い、昭和四八年から本格的に特別展の会場として利用されていくことになる。これによって、常設展示を常に公開しながら、折に触れて特別展覧会を開催することが可能になった。

当時は大規模な展覧会を開催できる会場が少なかったこともあって、東洋美術に限らず「レンブラント名作展」「ブルデル展」「ヨーロッパ絵画名作展」「フリードリヒとその周辺展」など、西洋美術の特別展もしばしば開催されたが、他に適当な施設が増えてきたことや、展覧会の基本に調査研究を位置づけ、出品物に学芸課職員が学術的に責任を持つて関与することが重視されるようになって、そうした展覧会が行われなくなっていた。

近年では、展覧会の企画ごとに、新資料の発掘を含めて、最も質の高い作品を収集、展示しようとする努力がなされ、また従来あまり注目されなかったテーマへの挑戦、新しい視点からの企画など、斬新な展覧会の実現が試みられている。そして、展覧会に際してさらに出品作品の研究を深め、その成果は特別展覧会図録として逐次刊行している。また開

は移管後も同様に続けていくことが館員の意志であったが、これに要する経費は実に些少であり、その企画に苦勞することが多かった。そうした中で、昭和三〇年には京都で開催される日本医学会の総会にあわせて、同会との共催で「医学に関する美術資料」展を開催した。この共催のシステムは、恩賜時代に新聞社との共催で実績があり、経費不足を補う有効な手段としてこの後も機能し、翌年には毎日新聞社との共催で「雪舟展」が開催されている。

昭和三二年は、帝國京都博物館として開館してからちょうど六〇年目にあたり、その記念の特別展覧会として「平安時代の美術」が採り上げられ、以後「鎌倉時代の美術」「室町時代の美術」と続く時代の美意識に着目した展覧会の先駆となった。

一方、国立移管後の京都国立博物館にとっては、老朽化した施設の整備が最重要課題であった。特に時代の変化に対応するには施設的に不備になっていた本館にかわる新しい陳列館の建設が求められ、帝國京都博物館として設立の当初から事業の大きな柱であった京都を中心とする社寺の文化財の保全に懸念を抱かれるようになった収蔵施設の不備が指摘されていた。そこでまず、昭和三二年に新収蔵庫（北倉）を建設し、さらに三七年に講堂

館百年を迎えた一九九七年からは特別展覧会に際して国際シンポジウムを併せて開催し、国際的視点からの研究が進められている。

一方、昭和四四年に始められた「京都社寺調査」は、従来知られていなかった貴重な文化財を発掘し、文化財保護に大いに貢献しているが、この成果を踏まえて「仁和寺の名宝」や「妙法院と三十三間堂」などの特別展覧会が開催された。

京都国立博物館の展覧会は、これらの特別展覧会だけでなく、東洋美術を所蔵する海外の美術館との交換展をはじめ、少し規模の小さい特別展覧会や、学芸員の調査研究成果に基づき特別陳列があり、特別展覧会に劣らぬ質を発揮している。さらに、調査活動において新たな資料の発見に努め、それらを寄託等の手段によって収蔵品に加えることによって、平常陳列の充実も図られている。

平成一三年四月には博物館は独立行政法人となり、博物館の置かれた状況は必ずしも樂觀できるものではないが、現在、新陳列館（百年記念館）の建設計画も進行しており、将来にわたって、常に質の高い展示を提供していきたいと考えている。

●秋市堀内地区伝統的建造物群保存地区（山口県）

武家町／昭和51年9月4日選定

伝建制度が制定されて今年で二十五年となる。昭和五十一年九月に、最初の重要伝統的建造物群保存地区として七地区が選定された。秋市では堀内地区と平安古地区の二地区が選定され、平成三年で選定五周年をむかえる。

秋市は山口県の日本海に面する城下町で、慶長二二（一六〇八）年に城が完成し、一八世紀初頭には城下町としての規模がほぼ固まる。外堀の内側から中堀の間が二の丸として、堀内と呼ばれて藩の諸役所や毛利一門や家老等の重臣たちの屋敷が並んでいた。明治維新後、屋敷地の主屋の多くが取り壊され、跡地は夏簗相畑などに転用された。保存地区は東西九〇メートル、南北七〇メートルの範囲で、街路に面する土庫や門と夏簗相畑が歴史的景観を形成している。地区内には重要文化財の口羽家住宅があり、一般公開されている。また、地区東側に近接しては国史跡秋城城下町がある。

秋市では、伝建地区だけではなく、町全体について、歴史や自然を活かした景観形成を目指して秋市都市景観基本計画を策定している。さらに、近年は城下の港町であった浜崎地区の保存整備を目指している。秋市内には歴史的な建物や史跡が数多くあり、それらを活かしたまちづくりが積極的におこなわれ、堀内地区はその中心的な存在である。

（文化財保護部建造物群文化財調査官 島田敏男）

編集後記

本年は、二一世紀という新たな世紀を迎える年であると同時に、文化財保護法制定五〇年という大きな節目を迎えました。

法制定以来、文化財を取り巻く社会環境の変化や国民の間での文化財保護思想の普及等に対応して、保護対象の拡大や保護手法の整備が図られてきました。今日、価値

観の多様化や情報化、国際化の進展など、社会経済情勢の大きな変化の中で、国民の文化財への関心や保護意識は一層高まってきました。

二一世紀においても文化財の保護対象の拡大や保護手法の多様化など、文化財保護の一層の充実が求められていくことでしょう。

今月号では、全国各地で「文化財保護法五〇年」を記念した様々な事業が地方公共団体や公私立博

物館等で実施されており、これらの中で、文化財保護の現状や問題点、更には将来展望等を紹介すべく、関係の方々に執筆をお願いしました。本号により、文化財保護への御理解が一層深まることを期待しております。（Y・T）

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。

（ホームページアドレス）
http://www.bunka.go.jp/
（ウェブマスターメールアドレス）
webmaster@bunka.go.jp

（通巻387号）

文化庁月報 12月号

平成12年12月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本 社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本 部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

URL: http://www.gyousei.co.jp

印刷所—㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業部広告課

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©2000 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。